

金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)

－金融庁監督局－

金融監督に当たっては、自己責任原則と市場規律の確保を基本とし、明確なルールに基づく公正で透明性の高い行政を効率的かつ実効性をもって進めていくことが求められている。金融機関等の監督に携わる職員は、以下のⅠに掲げる原則を踏まえつつ、Ⅱに掲げる事項を心得とし、法令等に基づき日常の監督業務を厳正かつ的確に遂行していくことにより、監督行政に対する信認の確保に努めることとする。

I 金融監督の原則

I-1. 金融行政の目的

金融行政は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他の利用者の保護を図るとともに、公正・透明で活力ある市場の整備等により、金融の円滑を図ることを目的としている。

金融監督は金融行政の一環として遂行されるものであり、金融監督に当たっては、これら金融行政の目的を最優先に対応することとする。

I-2. 自己責任原則と市場規律の確保

金融機関の財務の健全性及び業務の適切性が確保されるためには、まずもって経営者による責任ある経営管理を基軸とする自己責任原則と、適切な情報開示を前提とした市場規律の確保が重要であり、金融監督は、本来、これらを補完するものとして機能すべきものである。

従って、監督部局は、金融機関に対し、金融機関自身が進んで経営改善に努めるようなインセンティブを付与することを重視することとする。

I-3. 効率性

監督部局は、限られた行政資源を最大限有効活用するとともに、金融機関等の事務負担の軽減等を図る観点から、金融機関等に対する報告や資料の徴求を含め、行政上の関与は、監督上真に必要なものに限定するよう配意することとする。

また、監督上の措置の必要性、方法等について常に見直しや改善に努めるなど、監督行政の効率性の向上に努めることとする。

I-4. 実効性

監督部局は、金融機関等との十分な対話に努め、深度ある意思疎通を確保するとともに、オンサイト・オフサイトのモニタリングの組合せ、検査部局等との連携などを進めることにより、当局の意図が金融機関等に正確に理解され、自主的な経営改善が確実に実現されることを目指すこととする。

また、時々の社会的要請等も踏まえつつ、行政課題の優先順位に沿った適時・適切な対応を図ることとする。

I-5. 透明性

監督部局は、監督指針の公表等を通じて監督上の着眼点を明らかにするとともに、ノーアクションレター制度、意見交換制度等の適切な運用を通じ、監督行政の透明性の向上に努めることとする。

また、業務改善命令等の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

I-6. 内外無差別

監督部局は、国内の金融機関等と、日本において営業を行っている外国金融機関の支店又は外国法人の子会社である金融機関等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わないこととする。

II 監督部局職員の心得

II-1. 国民からの負託と職務倫理の保持

監督部局の職員は、金融機関等の監督権限が国民から負託されたものであること、その遂行に当たってはI-1における金融行政の目的を最優先の課題として行うことを常に意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融監督行政に対する国民の信頼を確保することを目指すこととする。

II-2. 自主的努力の尊重

監督部局の職員は、I-1における金融行政の目的を達するためには、金融機関等による自主的な取組みと監督行政への協力が不可欠であることを常に自覚し、私企業である金融機関等の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮することとする。

II-3. 綱紀・品位、秘密の保持

監督部局の職員は、監督行政の遂行に当たり、常に綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨むこととする。

II-4. 公正・公平な監督の実施

監督部局の職員は、法令や監督指針等の内容を十分に理解するとともに、それらに基づく適正な手続の下、公正・公平な監督を実施することとする。

II-5. 面談等を行う際の留意点

監督部局の職員が、金融機関等の役職員等と面談等(電話、電子メール、ファックス等によるやりとりを含む。)を行う際には、以下の事項に留意することとする。

- (1) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (2) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。

- (3) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (4) 同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性に配慮しているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。

II-6. 行政指導等を行う際の留意点

金融機関に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談及び助言等の行為を含む。)を行うに当たっては、行政手続法等の法令や監督指針等に従って、適正に行うものとする。特に、行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであること、相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこと等に留意することとする。

(参考)行政手続法(平成5年法律第88号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(以上)